平成２９年（フ）第３４６３号
大阪府枚方市町楠葉２丁目３番３―301号
債務者　田中　晋司
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６９０号
大阪市東住吉区杭全５丁目９番４号　シャトーハピネス　303号
債務者　藤井　美起（旧姓猪妻）
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７３２号
大阪府八尾市本町６丁目９番10号　グレースハイツ201号
債務者　瀬川　貴洋
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７３３号
大阪市生野区小路東１丁目６番７号
債務者　松下　恵一
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１号
北海道岩見沢市５条東18丁目57番地２　野宮病院
債務者　水崎　幹夫
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第６５号
岡山県美作市土居1056番地
債務者　村井　美和
1　決定年月日時　平成29年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第７３号
岡山県津山市一方227番地１　リバーサイドタウンⅡ205号、前住所岡山県津山市二宮1856番地１　エスペランサ二宮103
債務者　松尾　義則
1　決定年月日時　平成29年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第１８５号
香川県高松市亀水町203番地１
債務者　谷澤　希代
1　決定年月日時　平成29年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１０３５号
福岡市東区水谷２丁目18番10―509号
債務者　吉田　直子（旧姓村吉）
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０８３号
福岡市早良区重留７丁目１番22―102号
債務者　岩崎　直美
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１１８号
福岡市早良区有田４丁目１番45―201号
債務者　井手口隆司
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１２９号
福岡県大野城市上大利２丁目11番29号　102号
債務者　東矢　達成
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１４８号
福岡県朝倉市甘木1494番地１　ロイヤルハイツ503号
債務者　甲斐　恵子
1　決定年月日時　平成29年８月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１５５号
福岡市西区西都２丁目８番６―101号
債務者　山下　純代
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１５７号
福岡市南区弥永５丁目21番21―301号
債務者　和田　　梓（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成29年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１５８号
福岡県宗像市神湊487番地44　神湊漁民県営住宅416号
債務者　松尾美恵子（旧姓林）
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１５９号
福岡市中央区港２丁目13番19―602号
債務者　原　　由佳
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１６１号
福岡県糟屋郡志免町王子４丁目８番20号　プロニティ・アン102号
債務者　北川　一馬
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部